

確定申告について…



年末調整を行っている公務員や会社員は、原則的には確定申告をおこなわなくてもよいことになっています。ただし、年末調整で処理できない以下の項目については、税務署に確定申告することにより税金が戻ってくる可能性があります。主なものは以下のとおりです。

- ・1年目の住宅ローン税額控除
- ・医療費控除(10万円以上)又はセルフメディケーション税制(1万2千円以上)
- ・寄付金控除やふるさと納税(ワンストップオクシオンは除く)
- ・年末調整で控除できなかった証明書がある
- ・年末調整に提出した書類に誤りがある

等々



確定申告期間は2月中旬から3月上旬まで！！

セルフメディケーション税制とは？

平成29年1月から始まった制度です。
健康維持・疾病予防のための一定の取り組み(※1)を行う個人がスイッチOTC医薬品(※2)を購入した場合、その購入金額が1年間に12,000円を超えた場合、その超えた部分について所得控除を受けることができます。



※1 一定の取り組み… 法律や法令で定められている特定健康診査・予防接種・定期健康診査・健康診査・がん検診のことで、これらのうちいずれかを受けていれば対象となります。

※2 OTC医薬品… 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。

病気やケガをした場合…

○互助会「会員/家族医療費補助金」

互助会会員又はその被扶養者の医療費は、**自己負担額から5,000円と100円未満の端数を控除した額が給付されます。**ただし、共済組合から給付を受ける場合はその給付額を減じます。

公立学校共済組合員である会員又はその被扶養者は、自動給付されます。

それ以外の公立学校共済組合員でない会員(＝期限付講師)又はその被扶養者は、**必要書類を提出することで給付されます。**

詳細は互助会のHPに載っていますのでご確認ください。



特殊勤務実績簿について

11月分 11月26日(月) 締切

その後、すぐにシステム入力し、12月の給与で支給します。期限までの提出にご協力ください。

期末勤勉手当について



12月10日(月) 支給予定

支給額 2.275ヶ月分(削減前)

※平成29年4月から3年間、給与削減により支給額が0.085月/年減じられています。

※任用期間や休暇・休職等により支給率が異なる場合があります。

人事委員会 勧告(給与)について

(1)月例給は、地域手当の支給割合を0.1%引上げ(4.5%→4.6%)

(2)ボーナスは、勤勉手当の支給額を年間0.05月分引上げ(年間4.40月→4.45月)

※議会で改正案が成立した場合、後日差額分が支給されます

